

車椅子使用者世帯（車椅子仕様住宅）【世帯区分コード：16】

**【住宅仕様】** この住宅は、車椅子での部屋への出入りが可能で、流し台なども車椅子のまま使用できる特別な仕様になっています。

ただし、室内については和室や多少の段差など、車椅子での移動が難しい場合がございます。お尋ねになりたいことがありましたら募集係までお問い合わせください。

**【資格】** 募集案内書の7～16ページの資格をすべて備え、次の（ア）（イ）のいずれかに該当し、現に車椅子を常時使用している方がいる世帯

（ア）身体障害者手帳を所持し、1級から4級までの方

（イ）戦傷病者手帳を所持し、恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症までまたは別表第1号表の3の第1款症の方

**【注 意 点】** (1) 仮当選後の資格審査で、車椅子の使用状況を確認するために、身体障害者手帳などの確認と簡単な面接を行います。

(2) 常時車椅子を使用する方がいない場合は申込みはできません。

(3) 一般住宅や特別募集住宅に申し込むこともできますが、重複しての申込みはできません。

また、一般住宅などで申し込む場合は一般仕様の住宅への入居になります。

(4) 流し台の高さが通常よりも低くなっています。

(5) 車椅子使用者の方が転出等された場合、住替えにご協力いただくため、連絡する場合があります。